

令和 4 年 6 月 2 日現在

機関番号：15301

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2020～2021

課題番号：20K22054

研究課題名（和文）戦前期日本における子どもの権利をめぐる法空間

研究課題名（英文）Law on Children's Rights in Pre-War Japan

研究代表者

大泉 陽輔 (Oizumi, Yosuke)

岡山大学・社会文化科学学域・講師

研究者番号：90882043

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,200,000 円

研究成果の概要（和文）：本研究の成果は次の3点である。第一に、近年の子ども社会学の動向を踏まえて子ども法史研究の方法を提言した。第二に、1933年児童虐待防止法成立の法的背景として、往時において親権の性質・目的がどのようなものと認識されていたかを分析した。第三に、戦前期の体罰観の様相とその背後にある論理について検討した。第一および第二について論文1本の成果を得た。第三についても公表の準備を進めている。

研究成果の学術的意義や社会的意義

子どもをめぐる法制度に関するこれまでの研究は大きく社会福祉史的研究・教育史的研究と法制史的研究に分かれ、相互の連絡が不十分であった。本研究では、子どもを語る主体には様々な知的バックグラウンドを持つ人々が含まれること、また彼らが抱く子ども観が一枚岩ではないことを前提に、それぞれの子ども観の実像と相互の関係を明らかにする領域横断的・学際的研究の必要性を提示した。その実践として、戦前期の親権および体罰に関する議論動向を分析した。

研究成果の概要（英文）：The results of this research are the following three points. First, a method for studying the history of child law was proposed based on recent trends in sociology of childhood. Second, in order to investigate the legal background of the enactment of the Child Abuse Prevention Law in 1933, how the nature and purpose of custody was recognized was analyzed. Third, the view of corporal punishment and the logic behind it in pre-war Japan were examined.

研究分野：日本法制史

キーワード：日本法制史 子ども 児童虐待 親権 体罰

1. 研究開始当初の背景

子どもをめぐる法制度に関する史的研究はこれまで大きく社会福祉史的研究と法制史的研究、あるいは教育史的研究と法制史的研究に分かれ、相互の連絡が不十分であった。戦前期日本の児童虐待防止法制に即して言えば、社会福祉史的研究では1933年児童虐待防止法（以下、「昭和8年法」と称する）成立の立役者として原胤昭の先駆的な保護事業や生江孝之らの児童保護思想が取り上げられる一方、法制史的研究では穂積重遠の親権法学説の進歩性が強調されている。すなわち、それぞれの研究者がそれぞれの研究対象の中で昭和8年法実現の要因を探っている。しかし、このような論じ方には限界があるばかりか全体像を見失わせるおそれがある。そのことは先行研究における戦前期の親権の位置づけに表れている。と言うのも、先行研究では原胤昭や穂積重遠といった個々の人物による事業や理論を昭和8年法に直結させようとするあまり、児童虐待防止法の成立が1933年まで遅れた要因を説明しきれず、強力な親権ないし子どもに対する支配権としての親権が児童虐待防止法制の確立を阻んだとする、いわゆる「親権の壁」を指定する。しかし、「親権の壁」はいずれの研究においても十分に論証されていない。

戦前期の体罰に関する研究に目を向けると、やはり教育史的検討と法制史的検討が適切に統合されていない点に課題が残る。すなわち、先行研究では主として教育ジャーナリズムに現れた学校体罰をめぐる議論、特に体罰肯定論に焦点があてられている。法学説や裁判例が取り上げられることもあるが、それは戦前期における体罰肯定のエーストスを裏づけるための言及にとどまっており、体罰問題に関して法学者・法律家がいかに貢献したのか（あるいは貢献できなかつたのか）、またその要因がどこにあるかが見えなくなっている。加えて、学校体罰のみならず家庭における体罰をめぐる議論をも、また体罰肯定論のみならず体罰否定論をも考察しなければ体罰論の全体像は明らかにできない。

総じて、子どもをめぐる法制度の史的研究にあたっては、法学者、教育学者・心理学者、社会事業家、民衆、政府といった諸アクターを包括的に検討する必要がある。本研究はそのための方法を近年の子ども社会学の動向に学んで提言するとともに、戦前期の児童虐待防止法制および体罰問題を題材にこれを実践するものである。

2. 研究の目的

本研究は戦前期の児童虐待防止法制および体罰問題について、諸アクターの動向を横断的に分析することにより先行研究が描いてきた構図を修正することを目的とする。敷衍して述べれば次の通りとなる。

第一に、昭和8年法制定の法的背景を再検討する。先行研究では戦前期における「親権の壁」の存在が所与のものとされている。前述の通りこれはそれぞれの研究が限定された対象の中で昭和8年法の成立要因を論じていることに起因するが、十分に論証されたものではない。そこで本研究では、戦前期における親権論の全体像を明らかにするとともに、進歩的理論とされる穂積重遠の親権法学説をその中に再定位する。

第二に、戦前期における体罰をめぐる議論動向の再検討である。本研究では教育ジャーナリズムのみならず、法学説・裁判例、家庭教育論などにも目を配り、戦前期における体罰論の交錯の様相およびその背景にある論理を明らかにする。

3. 研究の方法

子どもないし子どもをめぐる言説を領域横断的に考察しようとするとき、近年の子ども社会学の動向に学ぶべきところが多い。すなわち、子どもを様々な要素のハイブリッドとして捉え、子ども観が一枚岩ではないことを前提にそれぞれの研究が対象とする時代・場所における子どもや子ども観の文脈を地道に把握し、関係性の中で分析するという方法である。本研究は戦前期における親権論および体罰論を検討するものであるが、それぞれの論者はそれぞれの子ども観をもって親権や体罰を語るのであるから、一枚岩ではない子ども観を丹念に解きほぐしていく近年の子ども社会学の方法は次のように応用できる。

第一に、戦前期における親権論を渉猟して戦前期親権論の全体像を明らかにする。ここで検討したいのは昭和8年法制定の法的背景、換言すれば戦前期において被虐待児の保護に際して親権が障壁となったか否かであるから、分析の視角は、親権の性質、目的、親権（特に懲戒権）の内容、親権喪失制度の諸点となる。ただし、前述の通り、親権論ないしそこに現れた子ども観が一枚岩であると想定することは適切でない。そこで本研究では学術的叙述のみならず民衆向けに書かれた文献をも渉猟して、法学界における親権論と民衆の親権論の関係を探る。また、時期による変化にも着目する。

第二に、戦前期体罰論の交錯の様相を明らかにする。ここでは戦前期の体罰認識ができる限り包括的に把握できるよう、教育ジャーナリズム以外の文献も取り上げ、また親による体罰をめぐ

る議論をも検討する。体罰論についてもやはり論者の属性を超えて一枚岩であったと想定する必要はないし妥当でもない。すなわち、法学説・裁判例を体罰肯定の風潮を裏づけるものとしてのみ扱うのではなく、いったん独立して分析したうえで体罰問題に対する法学の貢献とその限界を探る。また、多数説を過度に一般化することのないよう、体罰肯定論と体罰否定論の双方を検討し、それぞれに現れた子ども観と相互の関係を明らかにする。

4. 研究成果

戦前期の親権の分析を通じて得られた知見は以下の諸点である。第一に、〈親の義務としての親権〉や〈子どもの利益のための親権〉を肯定する親権論が多数であり、子どもを親や国家に搾取される存在と見る親権論は皆無であった。1920年代後半から30年代にかけて、親権の目的を「将来の国民」の育成に置く論説や、親権の義務を国家・社会に対するものと捉える論説が登場するが、これらは消極的保護から積極的保護へと拡張を見せる当時の児童保護思想の趨勢と歩調を合わせるものであり、その主眼は「悪い親」に対する國家の介入を可能にすることにあった。懲戒権も無暗に認められていたわけではない。多数説によれば懲戒は子どもの監護教育の手段であり、一定の体罰も認められていたが傷害に至る暴力が許されることではなく、また衣食を奪うことも過度の懲戒とされた。また、親権喪失原因には懲戒権濫用に代表される積極的濫用のみならず、子どもの利益を図らないという消極的濫用も挙げられた。加えて、親権論の中では子どもに対する親の愛情への言及がよくおこなわれた。要するに、明治民法下の親権法学にとって、子どもは〈親の愛情のもとで適切な利益保護を受けながら育つ存在〉であった。

第二に、学術的著作における親権論と民衆へ向けて発信された親権論とのずれである。戦前期の親権論が上述の通りだとすれば、「親権の壁」はなかったということになる。しかし、実際に当時「親権の壁」を嘆く声は存在した。その要因を探るうえで、学術的著作と民衆向けの著作を分けて分析したことが活きてくる。すなわち、民衆向けの著作では、〈親の義務としての親権〉や〈子どもの利益のための親権〉を説く親権論が多数とは言えその割合は学術的著作に比べて低く、また子どもに対する残酷な処遇に繋がりかねない行為を肯定する親権論も見受けられた。要するに、「親権の壁」は親権法学説それ自体ではなく学説が民衆に伝わらなかつたことによって、学説とは相容れない民衆向けの親権理解の中で造られたと考えられる。

第三に、穂積重遠の親権法学説の位置づけである。穂積は親権の義務を国家・社会に対する義務とする公的義務説を打ち出したことで知られるが、これは子どもの養育に対する国家の責任を唱道するようになった当時の児童保護思想の動向を踏まえたものであった。また、穂積は自ら「児童擁護協会」の会長として児童虐待防止事業に携わることになる。親権の名のもとに子どもを虐待する親から親権を剥奪する理論を親権法学は当初から用意していたが、その理論は現実社会において活用されることはなく子どもは虐待されていく。親権法学は穂積の登場によってようやく現実社会に結びついたと言える。端的に言い表せば穂積親権法学の意義は〈親権法の社会化〉にあった。

以上につき、公表論文1本の成果を得た。

戦前期の体罰問題の分析を通じて得られた知見は以下の諸点である。第一に、体罰事件に対する人々の態度である。明治期には体罰に関する新聞報道は少なかった。これは学校体罰がありふれたものであるから報道されなかつたと見ることができる。しかし、大正期に入ると体罰事件が新聞紙上に頻出する。中には被害児童の父兄が加害教員の告訴・排斥運動をおこなつたという報道や、児童が授業中に日頃の体罰を理由に帰宅したことを伝える記事も見られた。児童・父兄は最早体罰に黙従するばかりではなくつたのである。また、体罰事件が時事問題へと押し上げられたこと自体が、社会に体罰を許さないまなざしが育ちつつあつたことの表れと言える。しかし、告訴をおこなつた父兄を痛烈に批判する論説が散見されるほか、行政文書に現れた体罰事件に際しての学校・当局の反応からは、少なくとも教育界では依然として体罰を容認する空気が強かつたことが窺える。

第二に、体罰論の動向である。体罰論は教育者を主な担い手として展開したが、明治期の教育界はとりわけ体罰に寛容な立場が主流であった。彼らが想定するのは学校における体罰であるが、しかし小学校令は体罰を禁止していた。それでも体罰の必要性が主張されたのは、体罰禁止規定が教育者たちに周知されていなかつたからとばかりは言えない。多くの論者が体罰禁止規定に確かに言及したうえで、あるいは体罰を消極的に否定し、あるいはそれでも体罰の必要性を唱道したのである。肯定論が優勢なのは家庭における体罰でも同様であった。と言うよりもむしろ家庭における体罰は学校におけるそれよりも強力に肯定されていた。しかし大正期に入ると、依然多数説は体罰肯定論であったと思われるが、否定論も目立つようになった。

第三に、この間、法学者・法律家は体罰問題の解決に向けた貢献をほとんどできなかつた。裁判所は教員の懲戒権・親の懲戒権の範囲を広く捉える判断を示し、また法学者の間では小学校令中の体罰禁止規定の存在が忘れられるほど体罰問題への関心は薄かつた。体罰を否定する法学者にあっても、体罰禁止規定を認識したうえでそれでも体罰を肯定する教育者たちを説得でき

るほどの理論は提示できなかった。

第四に、体罰肯定論・否定論それぞれの背後にある子ども観の相違である。体罰肯定論者たちはしばしば子どもを動物類似の存在と捉え、子どもを「人らしく」育てるための手段として体罰の必要を主張した。対して体罰否定論者たちは子どもの人格・内面を尊重する観点から体罰を不当とした。このような体罰否定論が大正期に増加したことは、子ども観に関する教育史学・社会史学の研究成果とも符合する。

以上について、論文1本を近日公表予定である。

5 . 主な発表論文等

[雑誌論文] 計1件 (うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 1件)

1 . 著者名 大泉陽輔	4 . 卷 71(2)
2 . 論文標題 児童虐待・明治民法・子ども像	5 . 発行年 2021年
3 . 雑誌名 岡山大学法学会雑誌	6 . 最初と最後の頁 218-318
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

[学会発表] 計0件

[図書] 計0件

[産業財産権]

[その他]

-

6 . 研究組織			
	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考

7 . 科研費を使用して開催した国際研究集会

[国際研究集会] 計0件

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関